

## 空き店舗の活用について

### 【内容】

まちなかの商店で閉まっているところをフリマ系で1～3か月ぐらいの期間で、安い金額で提供してはいかがでしょうか。

### 【回答】

空き店舗の活用については、それに対する補助制度として、

- ①商店街等活性化事業（国）
- ②商店街活性化コミュニティ施設活用事業（国）
- ③コミュニティビジネスモデル創出支援事業（県）

などがありますが、③のコミュニティビジネスモデル創出支援事業補助金を受けた例として田辺市商店街振興組合連合会青年部のレンタル型フリーマーケット「びっくり箱」の機能拡張（喫茶部増設等）に対するものがあげられます。

今回お寄せいただいた「空き店舗をフリマ系で1～3か月ぐらいの期間で、安い金額で提供」というご提案についてですが、まず先に挙げた補助金の利活用について検討してみますと、①②については、商店街振興組合等が補助対象事業主体となっており、あくまで商店街全体が活性化することが要件になり、空き店舗事業だけに対する補助金は非常に難しい状況にあります。そのため、当提案を実施できる可能性がある行政の補助制度は、③のコミュニティビジネスモデル創出支援事業が考えられます。ただし、仮に当制度により空き店舗の利活用を行うにしても、「1～3か月」の期間というのは短すぎるため、空き店舗の貸し主の同意を得るのは難しいのではないかと思います。

（担当：商工振興課）